

初版 2017年3月1日施行  
第2版 2017年4月1日施行  
第3版 2017年12月1日施行  
第4版 2022年9月1日施行  
第5版 2025年4月1日施行  
第6版 2026年2月10日施行

## 札幌チャレンジド 放課後等デイサービス 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、NPO法人札幌チャレンジドが開設する札幌チャレンジド（以下「事業所」という。）が行う指定放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、障害児及び通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、適切かつ円滑な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技術を習得し、集団生活に適応することができるよう、また、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流及び就労に向けての準備を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、当該障害児の意思及び人格を尊重して、常に障害児の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

#### (1) 名称

札幌チャレンジド

#### (2) 所在地

北海道札幌市北区北7条西6丁目1 北苑ビル2階

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤・就労継続支援A型・B型及び就労移行支援の兼務）  
事業所全体の管理を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1人（常勤・就労移行支援の兼務）  
通所支援計画の作成、アセスメント、モニタリング、サービス内容の評価等を行う。
- (3) 児童指導員 4人（常勤・専従）  
児童発達支援計画に基づき障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。土曜日・日曜日・祝日及び年末年始は、休業。

(2) 営業時間

事業所の営業時間は午前10時30分から午後6時30分。

サービス提供時間は、

学校のある日：午後2時30分～午後6時30分

春夏冬休み：午後1時30分～午後6時30分

とする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、10人とする。

（支援の内容）

第7条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) パソコンの技術習得のための訓練
- (3) 集団生活への適応訓練
- (4) 保護者及び学校関係者との連絡、相談及び援助
- (5) (2)～(4) を目的として、必要な指導等を実施するものとする。

（保護者から受領する費用の額等）

第8条 事業所は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から市町村が定める負担上限額の範囲内において通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、次の費用の額の支払いを受けることができるものとする。
  - (1) テキスト代（実費）
  - (2) 行事内容により一部実費
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ保護者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 障害児が指定放課後等デイサービスの提供を受ける際に、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

- (1) 事業所内の機器使用にあたっては、職員の指示に従うこと。
- (2) 営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他利用児童に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、札幌市全域とする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供中に、障害児の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、事故発生時は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(虐待防止のための措置)

第13条 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置等を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する担当者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業員に対する研修の実施
- (4) 虐待防止委員会の設置等に関すること
- (5) その他必要な措置

(苦情解決)

第14条 事業所は、提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定放課後等デイサービスに関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定放課後等デイサービスの設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、障害児又は保護者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第 15 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1か月以内
- (2) 継続研修 毎年 6日程度

(個人情報の保護)

第 16 条 事業所は、その業務上知り得た障害児及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、障害児及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及びその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 17 条 事業所は、障害児に対し適切な指定放課後等デイサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 事業所は、指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日より 5 年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は N P O 法人札幌チャレンジドと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2017年3月1日から施行する。

この規程は、2017年4月1日から施行する。

この規程は、2017年12月1日から施行する。

この規程は、2022年 9月 1日から施行する。

この規程は、2025年 4月 1日から施行する。

この規程は、2026年 2月 10日から施行する。